

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050001	全省庁	府省における官房基幹業務	なし	現在、警察庁においては、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務について、効率化措置の目標を定めた合理化計画を早期に策定すべく、検討を推進している。	d		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画(2004年9月15日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)に基づき、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務の見直し等を検討することとしている。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	d		警察庁における物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務を「市場化テスト」の対象とすること自体を門前払い)する必要はないことから、警察業務の特殊性等を踏まえ、適宜その是非を検討する。
zB050002	全省庁	公用車の運転業務受託	なし	警察庁における公用車の運転業務のうち、可能な部分について、アウトソーシングにより実施している。	d		警察庁における公用車の運転業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、可能な部分について、引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を図る。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。	d		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討する。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050001	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB050002	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	1	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050003	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	なし	御提案の業務については、制度上、民間事業者の参入を阻害する特段の規制はない。	d		御提案の業務のうち、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないと考える。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	d		前回回答のとおり、御提案の業務のうち、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テスト」を実施する必要はないと考えているのであって、「市場化テスト」にかかること自体を門前払いしているわけではない。
zB050004	警察庁、財務省	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。</p> <p>なお、交通違反反則金制度は、反則金の納付により公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととなるものであり、反則者の自主的な選択によって納付が行われていることにかんがみると、仮に交通違反反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではないことから、本提案を市場化テストの対象とすることは不可能かつ不相当と考える。</p>		以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。	c		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にないことは前回回答したとおりである。</p> <p>また、交通違反反則金制度は、反則金の納付により公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととなるものであり、反則者の自主的な選択によって納付が行われていることにかんがみると、仮に交通違反反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではないことも、前回回答したとおりであり、本提案を市場化テストの対象とすることは不可能かつ不相当と考える。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050003	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB050004	警察庁、財務省	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	5078	5078B019	1	1	株式会社ゼロ	19	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	道路交通法違反反則金のクレジットカードでの支払の許可	反則金は滞納が数多く発生している。クレジットカードでの決済をオンラインで行なうことにより滞納や支払い忘れを防止、更には回収業務の削減に繋がる。また支払者にとっても支払い方法を選択できることで負担が軽減し、収納の確実性が増す。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になる。	ホームページ上で自宅のパソコンからクレジットカード支払情報を入力することにより、24時間支払ができる。反則番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。管轄ではデータシステムへ入金情報を反映させることにより管理が可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 (対応策)	措置の内容	措置の概要 (対応策)
zB050005	警察庁	改正道路交通法(違法駐車対策関係)の啓発宣伝活動事業	なし	現在、新駐車対策法制に係る広報啓発活動について全日本安全協会等の特定の者のみが行うことができることとする規制は存在せず、例えば、全日本交通安全協会においては、自らの事業としてリーフレットを作成・配布しているところである。 また、警察庁が行う広報啓発活動についても、特定の者のみが受託できることとする規制は存在せず、例えば、昨年度、公募型プロポーザル方式により業者を選定した上、新駐車対策法制の広報啓発のためのポスター等の作成・配布を依頼している。	d		本年度、警察庁が行う新駐車対策法制の広報啓発のためのポスター等の作成・配布についても、公募型プロポーザル方式により業者を選定した上で依頼する予定である。		要望者の要望は、以下の再意見にあるとおり、企画・立案を含めた啓発活動事務の民間開放であり、この点を踏まえて、改めて検討されたい。 ( ) 目指す啓発活動は、ポスター等による末端啓蒙ではなく、もっと積極的な且つ根本的な啓蒙を行なおうという、いわば事業レベルの活動であります。 ( ) 本啓発活動の対象は、車を運転する立場の人へ直接働きかける活動を目指すものである、いわば直接的啓蒙活動であります。 ( ) 本直接的啓蒙の具体的活動は、例えば以下の活動を目指します。 (1)交通安全(違法駐車対策)の啓発宣伝。 対象道路に面した建物(ビルおよびマンションならびに一戸建等住宅)の管理人や町内会長等へ対して直接違法駐車禁止の要請 事業に要するために車両を保有する私企業への直接PR 駅頭、店頭等における啓蒙チラシの配布 宣伝カーを利用した啓蒙放送 改正法(違法駐車対策)の内容を分かり易く解説したパンフの配布	d		新駐車対策法制に係る広報啓発活動について、特定の者のみが行うことができることとする規制は存在しないことから、民間法人等は、企画・立案を含め、自らの事業としてこれを行うことができる。 また、国の事業として新駐車対策法制に係る広報啓発活動を行うに当たっては、その効果、経費等を総合的に検討した上で、どのような手段、方法によるものが適当かを国の責任において予算の範囲内で決定することとなるが、その過程において民間の方々から国に新駐車対策法制に係る広報啓発活動の手段、方法について提案することを排除する規制は存在しない。
zB050006	全府省	庁舎内サービスセンター事業	なし	御提案の業務については、制度上、民間事業者の参入を阻害する特段の規制はない。	d		御提案の業務のうち、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないと考える。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	d		前回答のとおり、御提案の業務のうち、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テスト」を実施する必要はないと考えているのであって、「市場化テスト」にかかること自体を門前払いしているわけではない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050005	警察庁	改正道路交通法(違法駐車対策関係) の啓発宣伝活動事業	5089	5089B001	1	1	特定非営利活動法人 まちづ くり・住環境ネットワーク	1	改正道路交通法(違法駐車対策関係)の啓 発宣伝活動事業	現在「財団法人 全日本交通安全協会」 が実施している交通安全事業	平成18年6月までに改正法が施行される道 路交通法(違法駐車対策関係)に関し、 新しい制度を事前に国民に対して広く知 らせて正しい理解と協力を求める必要が ある。違法駐車の影響は多岐に亘り、問 題に対処するためのさまざまな取組みの 中でも効果が期待される新制度だが、そ の中でも『確認事務等の民間委託制度』 は、新たな雇用が期待される反面その取 締り現場において従事する「駐車監視 員」と、『使用者責任の拡充制度』の客 体となる「車両の運転者」間のトラブル の発生が予想されるほか、「駐車監視 員」の雇用先の「放置車両確認事務の委 託を受けた法人」を相手に訴訟を起こさ れるケースに発展するおそれなど、委託 された業務を適正に遂行出来ない事が懸 念される。改正法施行後の混乱を最小限 に止めるため、新制度について事前に徹 底した啓発宣伝を行なうことにより、改 善が図り得る。	交通安全(違法駐車対策)の啓発宣伝 交通安全(違法駐車対策)教育の推進 各種研修会(違法駐車対策)の開催等 交通安全(違法駐車対策)に関する調 査研究 交通安全(違法駐車対策)教育用資料・ 資機材等の作成・配布		
zB050006	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工 数を投入してしまっている官庁職員のノ ンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行 わなくても良い業務)を効率的に民間事 業者へアウトソースするため、庁舎内に 当業務を集約したワンストップサービス センター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間 のノウハウを活用することによる官業の 効率化」を図るため、「官民競争」では なく「官民協業」によるアウトソース事 業の推進を行いたい。部門多岐に渡って いるノンコア業務をとりまとめて効率化 を図る役所の担当窓口が現在までなかっ たため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定 都市における総務庶務系バックオフィス サービス	特に阻害要因となる法規制はないと思わ れるが、庁舎内にてオペレーションする ことについての(セキュリティ対策を含 む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料が あります。その 内容については 非公開を希望し ます。(理由: 内容に弊社独自 のノウハウにつ いてご説明して いる部分がある ため)

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050007	警察庁、財務省	交通違反反則金のクレジットカード決済の導入	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。</p> <p>なお、交通違反反則金制度は、反則金の納付により公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととなるものであり、反則者の自主的な選択によって納付が行われていることにかんがみると、仮に交通違反反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではないことから、本提案を市場化テストの対象とすることは不可能かつ不適当と考える。</p>		交通違反反則金のクレジットカード決済の実現に向けて、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にないことは前回回答したとおりである。</p> <p>また、交通違反反則金制度は、反則金の納付により公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととなるものであり、反則者の自主的な選択によって納付が行われていることにかんがみると、仮に交通違反反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではないことも 前回回答したとおりであり、本提案を市場化テストの対象とすることは不可能かつ不適当と考える。</p>
zB050008	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	なし	警察庁が所管する認可法人(警察共済組合)が運営する警察病院及び各都道府県警察が所管する財団法人(互助会等)が運営する警察病院について、警察庁及び各都道府県警察では、クレジットカード決済の導入については特に規制をしておらず、導入に当たっては、各団体の経営判断によることとされている。なお、財団法人運営の警察病院のうち、警視庁自警会(東京警察病院)においては、既に、入院患者に限り、クレジットカード決済は導入されている。	d		カード決済の導入は可能となっている。(一部では導入済)					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050007	警察庁、財務 省	交通違反反則金のクレジットカード決済 の導入	5103	5103B004	1	1	株式会社オーエムシーカード	4	交通違反反則金のクレジットカード決済の導 入	交通の比較的軽微な違反に対して課せら れる「反則金」の徴収において、クレジッ トカード決済を活用することの提案 悪質な違反に課せられる「罰金」は刑事処 分を伴うものがあるため、除外する。	消費者の急な出費に対して利便性を提供 するとともに、「反則金」の徴収率改 善、徴収コストの削減につながる		道路交通法	
zB050008	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレ ジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	1	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジッ トカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負 担を緩和し、消費者の不安、不便を解消 するために、クレジットカード決済の導 入	一時的高額負担に対する消費者の不安、 不便を解消するために、クレジットカード 決済の活用したい			



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050009	警察庁、法務 省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金の カード決済	道路交通法第1 28条、道路交 通法施行令第52 条、道路交通法 施行規則第42 条、会計法、日 本銀行法等	交通違反反則金のクレジット カードによる決済は行われてい ない。	c		<p>公金収納は会計法等に基づい て行われており、本件について 当庁が代表して回答できる立場 にない。</p> <p>なお、交通違反反則金制度 は、反則金の納付により公訴を 提起されず、又は家庭裁判所の 審判に付されないこととなるもの であり、反則者の自主的な選択 によって納付が行われているこ とにかんがみると、仮に交通違 反反則金のクレジットカード納付 が実現しても、行政コストの削 減、あるいは行政サービスの向 上につながるものではないこと から、本提案を市場化テストの 対象とすることは不可能かつ不 適当と考える。</p>		回答では対応不可とされてい るが、具体的な対応策を改めて検 討されたい。	c		<p>公金収納は会計法等に基づ いて行われており、本件につい て当庁が代表して回答できる立 場にはないことは前回回答したと おりである。</p> <p>また、交通違反反則金制度 は、反則金の納付により公訴を 提起されず、又は家庭裁判 所 の審判に付されないこととなるも のであり、反則者の自主的な選 択によって納付が行 われてい ることにかんがみると、仮に交 通違反反則金のクレジットカード 納付が実現し ても、行政コスト の削減、あるいは行政サービス の向上につながるものではない ことも 前回回答したとおりであ り、本提案を市場化テストの対 象とすることは不可能かつ不適 当と考える。</p>
zB050010	警察庁	サイバーパトロールモニター業務の官 民競争入札の実施		都道府県警察がサイバーパ トロールを実施する上で、市民と 連携した対策を講じるために、 警察本部長、警察署長等が民 間のインターネットに精通する 者、団体等に対し、「サイバーパ トロールモニター」を委嘱してい るところであり、本年4月現在、 全国13の県警察において活動 している。	e		「サイバーパトロールモニター」 は、都道府県警察において、民 間のインターネットに精通する 者、団体等に委嘱しているこ ろであり、要望理由に記載され ている「現在の公務員が専業で 実施する形」とはなっていない。		現在の委嘱者の選定プロセス について、ご教示願う。			サイバーパトロールモニターの 選定方法は、各都道府県警察 において異なるが、公募、関係 団体からの推薦等により適任者 を選考して、警察本部長等が委 嘱しているところである。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050009	警察庁、法務 省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金の カード決済	5109	5109B013	1	1	株式会社オリエントコーポ レーション・オリファサービ ス債権回収株式会社	13	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決 済		反則金及び罰金のカード決済(分割を含 む)、コンビニ収納/また延滞した顧客 に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、未納の減少	道路交通法	
zB050010	警察庁	サイバーパトロールモニター業務の官 民競争入札の実施	5113	5113B001	1	1	個人	1	サイバーパトロールモニター業務の官民競争 入札の実施	現在、警察庁及び都道府県警において実 施している「サイバーパトロールモニ ター」を民間に開放すべく、官民競争入 札とする。	警察庁及び都道府県警においては、違 法・有害コンテンツ対策として「サイ バーパトロールモニター」を実施してい るが、その内容はインターネット上に存 在するコンテンツを監視する業務であ る。 当該業務を官民競争入札事業として、 フィルタリングソフト会社等、同様の業 務を商業ベースで実施しているところに 開放することで、現在の公務員が専業で 実施する形よりも低いコストで効率的に 遂行することが可能となるため。	現在、警察庁及び都道府県警の職員が実 施している「サイバーパトロールモニ ター」に係る業務を、官民競争入札事業 として民間開放することで、経費のコス トダウン、効率化を図ることができる。	特になし	・同様の業務を 商業ベースで実 施している民間 企業等に任せる ことで、規模の 経済を通じた効 率化等が図れ る。 ・本業務に係る 人件費のみなら ず、機器等の購 入経費・維持 費、人材養成の ための研修費等 の間接経費も明 らかにすべきで ある。 ・なお、顧客の 信頼が極めて重 要なセキュリ ティ業界におい ては、守秘義務 遵守の徹底は常 識であり、外部 への情報漏洩の おそれはほとん どない(警察庁に よる情報漏洩事 件の報道は別添 参照のこと)。 ・本業務を警察 庁等が実施して いることを示す 資料は別添を参 照のこと。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050011	警察庁	インターネット定点観測とそれに基づく分析業務の官民競争入札の実施	警察法第5条第1項、警察法第5条第2項17号、警察法第25条第3号、警察庁組織令第44条及び警察法施行規則第42条第2項	警察庁サイバーフォースセンターでは、サイバーテロ対策に係る警察活動として、インターネット定点観測とそれに基づく分析業務を行っている。なお、この取組みは、民間企業がインターネット定点観測とそれに基づく分析業務を実施することを阻むものではない。			警察庁サイバーフォースセンターで実施しているインターネット定点観測とそれに基づく分析業務は、サイバーテロ発生の未然防止、被害拡大の防止、サイバーテロ事件の検挙等を目的として行うサイバーテロ対策に係る警察活動として、警察が自ら実施することが必要である。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、貴庁の業務効率化の観点から民間事業者を活用できる点があれば、ご教示願いたい。	c		サイバーテロ対策を警察が行うことは当然であると考えている。
zB050012	警察庁	脆弱性の評価業務の官民入札の実施	警察法第5条第1項、警察法第5条第2項17号、警察法第25条第3号、警察庁組織令第44条、改札法施行規則第42条第2項、警察法施行規則第131条第3号、警察法施行規則第148条及び府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則第6条第1号	警察庁サイバーフォースでは、サイバーテロ対策に係る警察活動として、重要インフラ事業者等からの要請に応じて、脆弱性試験を実施している。なお、この取組みは、重要インフラ事業者等が、民間企業に脆弱性試験の実施を要請することを阻むものではない。			重要インフラ事業者等からの要請に応じて警察庁サイバーフォースで実施している脆弱性試験は、サイバーテロ発生の未然防止、被害拡大の防止、サイバーテロ事件の検挙等を目的として行うサイバーテロ対策に係る警察活動として、警察が自ら実施することが必要である。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、貴庁の業務効率化の観点から民間事業者を活用できる点があれば、ご教示願いたい。	c		サイバーテロ対策を警察が行うことは当然であると考えている。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050011	警察庁	インターネット定点観測とそれに基づく分析業務の官民競争入札の実施	5113	5113B002	1	1	個人	2	インターネット定点観測とそれに基づく分析業務の官民競争入札の実施	現在、警察庁及び都道府県警において実施している「インターネット定点観測」とそれに基づく「インターネット治安情勢」発表に向けた分析業務を民間に開放すべく、官民競争入札とする。	警察庁及び都道府県警においては、全国の警察施設に設置された不正侵入検知システム及びファイアウォールで検出したアクセス件数を集計する「インターネット定点観測」、当該定点観測のデータ分析結果を活用した、「インターネット治安情勢」の作成・発表を行っているが、その内容は、設置しているシステムから集められたデータを集計・分析等する業務である。 当該業務を官民競争入札事業として、セキュリティ対策会社等、同様の業務を商業ベースで実施しているところに開放することで、現在の公務員が専業で実施する形よりも低いコストで効率的に遂行することが可能となるため。	現在、警察庁及び都道府県警の職員が実施している「インターネット定点観測」とそれに基づく「インターネット治安情勢」発表に向けた分析業務に係る業務を、官民競争入札事業として民間開放することで、経費のコストダウン、効率化を図ることができる。	特になし	・同様の業務を商業ベースで実施している民間企業等に任せることで、規模の経済を通じた効率化等が図れる。 ・本業務に係る人件費のみならず、機器等の購入経費・維持費、人材養成のための研修費等の間接経費も明らかにすべきである。 ・なお、顧客の信頼が極めて重要なセキュリティ業界においては、守秘義務遵守の徹底は常識であり、外部への情報漏洩のおそれはほとんどない(警察庁による情報漏洩事件の報道は別添参照のこと)。 ・本業務を警察庁等が実施していることを示す資料は別添を参照のこと。
zB050012	警察庁	脆弱性の評価業務の官民入札の実施	5113	5113B003	1	1	個人	3	脆弱性の評価業務の官民入札の実施	現在、警察庁及び都道府県警において実施している「脆弱性の評価」を民間に開放すべく、官民入札とする。	警察庁及び都道府県警においては、重要インフラからの要請に基づき、オンサイトテスト、リモートテストといった「脆弱性の評価」を実施しているが、その内容は情報システムのチェックである。 当該業務を官民入札事業として、セキュリティ対策会社等、同様の業務を商業ベースで実施しているところに開放することで、現在の公務員が専業で実施する形よりも低いコストで効率的に遂行することが可能となるため。	現在、警察庁及び都道府県警の職員が実施している「脆弱性の評価」に係る業務を、官民入札事業として民間開放することで、経費のコストダウン、効率化を図ることができる。	特になし	・同様の業務を商業ベースで実施している民間企業等に任せることで、規模の経済を通じた効率化等が図れる。 ・また、(大企業の中には自ら情報システムのチェックを実施しているものもあると思われる中)重要インフラからの要請が頻繁にあるとは考えられず、必要な時だけ委託先の民間企業等に実施させることが予算の節約になることは明らかであるし、少なくとも現在の状況は激しい競争状況にあるセキュリティ対策会社等の民業圧迫でもある。 ・本業務に係る人件費のみならず、機器等の購入経費・維持費、人材養成のための研修費等の間接経費も明らかにすべきである。 ・なお、顧客の信頼が極めて重要なセキュリティ業界においては、守秘義務遵守の徹底は常識であり、外部への情報漏洩のおそれはほとんどない(警察庁による情報漏洩事件の報道は別添参照のこと)。 ・本業務を警察庁等が実施していることを示す資料は別添を参照のこと。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB050013	警察庁、法務 省、財務省	罰金・料金の収納代行業務	道路交通法第1 28条、道路交 通法施行令第52 条、道路交通法 施行規則第42 条、会計法、日 本銀行法等	交通違反反則金のクレジット カードによる決済は行われてい ない。	c		<p>公金収納は会計法等に基づい て行われており、本件について 当庁が代表して回答できる立場 にない。</p> <p>なお、交通違反反則金制度 は、反則金の納付により公訴を 提起されず、又は家庭裁判所の 審判に付されないこととなるもの であり、反則者の自主的な選択 によって納付が行われているこ とにかんがみると、仮に交通違 反反則金のクレジットカード納付 が実現しても、行政コストの削 減、あるいは行政サービスの向 上につながるものではないこと から、本提案を市場化テストの 対象とすることは不可能かつ不 適当と考える。</p>				c	<p>回答では対応不可とされている が、具体的な対応策を改めて検 討されたい。</p> <p>公金収納は会計法等に基づ いて行われており、本件につい て当庁が代表して回答できる立 場でないことは前回回答したと おりである。</p> <p>また、交通違反反則金制度 は、反則金の納付により公訴を 提起されず、又は家庭裁判 所 の審判に付されないこととなるも のであり、反則者の自主的な選 択によって納付が行 われてい ることにかんがみると、仮に交 通違反反則金のクレジットカード 納付が実現し ても、行政コスト の削減、あるいは行政サービス の向上につながるものではない ことも 前回回答したとおりであ り、本提案を市場化テストの対 象とすることは不可能かつ不適 当と考える。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB050013	警察庁、法務 省、財務省	罰金・料料の収納代行業務	5119	5119B003	1	1	民間企業	3	罰金・料料の収納代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードによる収納。	現在、罰金・料料は後日郵便振込にて収納の為、お客様からクレジット支払の要望がございます。その場で収納可能なカードによる収納率の向上と利便性向上並びに職員の付加軽減を図ります。	クレジット収納が実現した場合、次の効果があると考えます。 収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。 収納者の利便性が向上します。 将来的に収納の入金チャネル(ATM・コンビニ・スーパー)を拡大する上で、カード支払いのニーズも更に高まるものと思われまます。 適正なクレジット料率の設定が課題です。	道路交通法施工令52条(反則金の納付及び仮納付)2項の「法第128条第1項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行(国の歳入金の入入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならない。」に対し規制緩和が必要である。	